経済産業省

資料４

持続可能性に係る認証取得の経過措置終了について

令和５年10月
資源エネルギー庁

今後の対応について

2023年9月20日　第24回バイオWG資料5から抜粋

- FIT/FIP制度では、法令上、持続可能性が確認された燃料のみを使用することが求められており、これまで認証取得に向けた猶予期間や予見可能性を十分に確保してきたことや、FIT/FIP制度が国民負担によって支えられている趣旨を十分に踏まえる必要がある。
- これ以上時間的猶予を確保しても取得率の向上は期待できない一方で、業界内でも事業者によって認証の取得率には差があり、取得率が比較的高い調達ルートを有する事業者も存在することから、業界が一丸となって乗り越えるよう促す必要がある。
- これらを踏まえ、PKS及びパームトランクの経過措置については、2024年3月31日を確認の期限として、これ以上の延長は行わないこととし、経過措置の終了に向けて、個々の事情に応じた事業計画や燃料調達ルートの変更など、早急に事業者に検討を促すこととしてはどうか。

第24回WGにおける主なご意見

- 第24回WGでは、持続可能性に係る認証取得について、以下のとおり委員からご意見をいただき、PKS及びパームトランクの経過措置については、2024年3月31日を確認の期限として、これ以上の延長は行わないこととした。
- 本日は、その他ご指摘いただいた点について、事務局にて検討した内容をご確認いただきたい。

【第24回WGにおける主なご意見】

＜経過措置の延長について＞

- これ以上の経過措置の延長は行わないことが妥当である。

＜その他ご指摘事項＞

- PKSに大きく依存している事業者は、変更認定の対象となる可能性があるが、どの程度存在しているのか。
- PKSの認証が取得できた場合、速やかに元の事業計画に復帰できるなど、柔軟な運用ができないか検討すべきではないか。

認定計画において使用燃料にPKSを含む案件について

- 運転開始済の認定計画において、使用燃料にPKSを含む案件は全体で82件。そのうち、
  - PKS 50%未満：62件、バイオ比率発電出力約167万kW、PKS相当出力約9万kW（PKS割合は平均すると約5.5%）
  - PKS 50%以上：20件、バイオ比率発電出力約90万kW、PKS相当出力約71万kW

認定計画において使用燃料にPKSを含む案件（運転開始済）

使用燃料に占めるPKS割合	件数	発電出力(万kW)	バイオマス比率考慮後発電出力(万kW)	PKSに相当する発電出力（万kW）※
PKS専焼	5	27.4	27.4	27.2
PKS 75%以上~専焼未満	4	11.5	11.5	9.6
PKS 50%以上~75%未満	11	58.7	51.5	34.5
PKS 50%未満	62	335.1	166.7	9.1
合計	82	432.7	257.1	80.5

※PKS 50%以上：事務局にてFIT認定情報から集計
PKS 50%未満及び合計：PKS輸入量に相当する発電出力試算

出典）事務局にてFIT認定情報から集計等

<参考> PKS輸入量に相当する発電出力試算

項目		値	単位	備考
A	PKS輸入量	5,462,917	トン	財務省貿易統計、2022年度
B	PKSの低位発熱量	4,000	kcal/kg	仮定値
C	Aに相当する発熱量	91,427,382,427	MJ	計算式：A×B×4.184 ※1cal=4.184J
D	発電効率	25%		仮定値
E	相当する発電量	63	億kWh	計算式：E×F÷3600÷10^5 ※1Wh=3600J
F	稼働率	90%		仮定値
G	稼働日数	8760	h	計算式：24時間×365日
H	相当する発電出力	805,318	kW	計算式：E÷F÷G×10^8

バイオマス発電全体におけるPKS相当発電出力

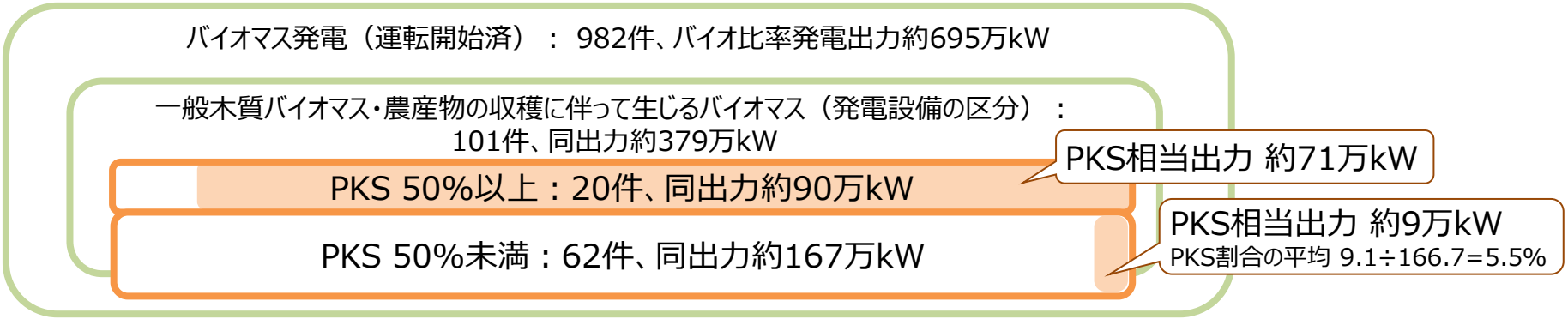

経過措置終了に向けた準備について

- 例年、年度末に再エネ特措法の新規・変更認定申請が集中することから、年度内の審査を希望する場合の申請期限日を設定。審査の円滑化のためにも、事業計画や燃料調達ルートの変更手続きなど、各地方経済産業局に予め相談しておくことが推奨される。
- また、輸入バイオマス燃料については、発電所で使用する数ヶ月前から輸入手続きを開始すると思われるところ、経過措置終了後に非認証PKSが国内に滞留したり、代替燃料の調達計画が遅れたりすることのないよう、実態面の準備も進めておく必要がある。

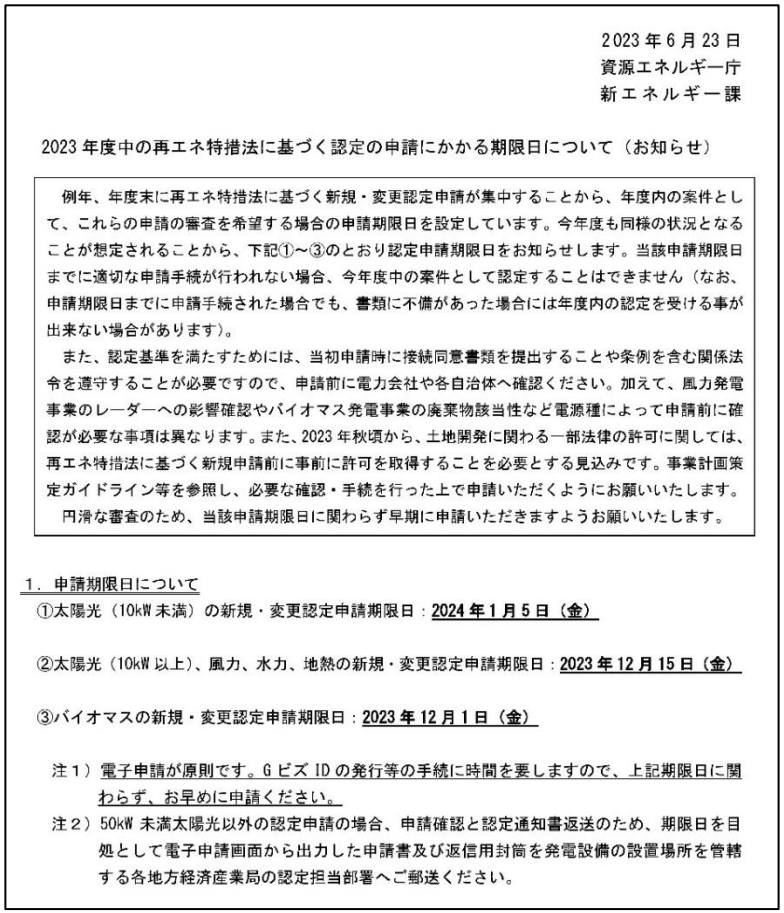

2023年6月23日
資源エネルギー庁
新エネルギー課

2023年度中の再エネ特措法に基づく認定の申請にかかる期限日について（お知らせ）

例年、年度末に再エネ特措法に基づく新規・変更認定申請が集中することから、年度内の案件として、これらの申請の審査を希望する場合の申請期限日を設定しています。今年度も同様の状況となることが想定されることから、下記①～③のとおり認定申請期限日をお知らせします。当該申請期限日までに適切な申請手続が行われない場合、今年度中の案件として認定することはできません（なお、申請期限日までに申請手続された場合でも、書類に不備があった場合には年度内の認定を受ける事が出来ない場合があります）。

また、認定基準を満たすためには、当初申請時に接続同意書類を提出することや条例を含む関係法令を遵守することが必要ですので、申請前に電力会社や各自治体へ確認ください。加えて、風力発電事業のレーダーへの影響確認やバイオマス発電事業の廃棄物該当性など電源種によって申請前に確認が必要な事項は異なります。また、2023年秋頃から、土地開発に関わる一部法律の許可に関しては、再エネ特措法に基づく新規申請前に事前に許可を取得することを必要とする見込みです。事業計画策定ガイドライン等を参照し、必要な確認・手続を行った上で申請いただくようにお願いいたします。

円滑な審査のため、当該申請期限日に関わらず早期に申請いただきますようお願いいたします。

1．申請期限日について

①太陽光（10kW未満）の新規・変更認定申請期限日：**2024年1月5日（金）**

②太陽光（10kW以上）、風力、水力、地熱の新規・変更認定申請期限日：**2023年12月15日（金）**

③バイオマスの新規・変更認定申請期限日：**2023年12月1日（金）**

注1）電子申請が原則です。GビズIDの発行等の手続に時間を要しますので、上記期限日に関わらず、お早めに申請ください。

注2）50kW未満太陽光以外の認定申請の場合、申請確認と認定通知書返送のため、期限日を目処として電子申請画面から出力した申請書及び返信用封筒を発電設備の設置場所を管轄する各地方経済産業局の認定担当部署へご郵送ください。

今後の対応について

- 第24回WGでは、PKS及びパームトランクの持続可能性に係る認証取得については、2024年3月31日を確認の期限として、これ以上の経過措置の延長は行わないこととした。
- 現実的なスケジュールとして、事業計画の変更認定について年度内の審査を希望する場合の申請期限日が迫っており、実態面でも、輸入バイオマス燃料については、発電所で使用する数ヶ月前から輸入手続きを開始することから、堅実な事業者は準備を進めていると思われる。
- これらを踏まえ、経過措置の終了に向けて、個々の事情に応じた事業計画や燃料調達ルートの変更など、早急に事業者に検討を促すこととしてはどうか。